

令和2年沼津市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年9月11日（金）
午後3時00分～午後5時03分
- 2 場 所 沼津市立図書館 4階 講座室
- 3 日 程
 - (1) 開会
 - (2) 会議録署名人の指名（三好委員 土屋委員）
 - (3) 議案
 - (4) 報告事項
 - 報告事項1 令和2年度沼津市山口源新人賞の中止について
 - 報告事項2 沼津市芹沢光治良記念館の令和2年度静岡県文化奨励賞受賞について
 - (5) 協議事項
 - 協議第9号 令和元年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 協議第10号 令和2年度沼津市一般会計補正予算（第11回）について
 - 協議第11号 財産の取得（児童生徒用端末ほか）について
 - 協議第12号 財産の取得（大型提示装置）について
 - (6) 報告事項
 - 報告事項3 「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」の一部改正（案）のパブリックコメントについて
 - 報告事項4 新屋内温水プール基本構想策定事業について
 - 報告事項5 「沼津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について
 - (7) その他
沼津市教育基本構想案について
- 4 出席者等
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 三好勝晴、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育指導監兼学校教育課長 遠藤宗男、教育企画課長 金子昭人、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校長 清水正信、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、教職員研修センター所長 川口郁代、文化振興課長 森剛彦、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、学校教育課副参事（教職員担当）兼教育委員会青少年教育センター所長 本杉淳、図書館事務長 勝又恵三、スポーツ振興課長兼副参事（新市民体育館建設準備担当）兼市民体育館長兼屋内温水プール所長兼勤労者体育センター所長 高橋雅之、子育て支援課長 矢田隆之
調整担当 中澤芳子、教育企画課長補佐 遠藤康与、学校教育課長補佐 渡邊芳久、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 村松大輔、教育企画課主事 重野友見
- 5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後 3 時 00 分開会を宣言する。

奥村教育長 9 月も 3 分の 1 が過ぎた。今日も晴れたり雨が降ったりと、一日のうちで変化が目まぐるしい。朝晩は少しずつ秋の気配を感じつつも、相変わらず残暑が厳しい日が続いているが、体調はいかがか。今週は、熱中症と思われるような症状で、救急搬送された中学生の報告が何件もあった。猛暑やコロナ禍の中で、ストレスと体力の低下は否めないと思う。幸いにも、翌日には回復したという報告を受けており、安心していているところである。特に中学校では、形を変えての体育祭の練習を毎日やっていることから、このようなことも起きている。

さて、先週末から月曜日にかけて、台風 10 号が鹿児島県西部を北上し、九州の半分以上が風速 25m/s 以上の暴風域に包まれた。この台風 10 号は、過去最強クラスの勢力で接近・上陸の恐れがあると言われていたが、そこまでは発達しなかった。その理由の一つが海面水温である。先週、東シナ海を北上した台風 9 号や、その前の台風 8 号が同じようなコースを通ったため、海水がかき混ぜられ海面水温が下がり当初の予想より発達しなかったと考えられる。

それでも長崎県や佐賀県では恐怖を感じる風が吹き荒れ、南風が吹き込んだ高知県や鹿児島県、宮崎県などでは沿岸部を中心に土砂崩れや高潮による被害も出た。亡くなられた方や行方不明の方が出ってしまった。今回はケガをされた方が多かったようだ。

また、停電も九州や中国地方の山口県など広範囲に及んだ。エアコンも使えない蒸し暑い状況の中、避難場所へはコロナ対策による人数制限で、入所できない方が多く出ってしまった。

今後は、太平洋高気圧が徐々に後退し、秋の台風によく見られるコースをとることになるので、東海地方や静岡県を直撃又は接近する確率も高まる。

現在、本州南の海面水温は 30℃と記録的な高さとなっているため、台風が発生すると最強クラスに発達する可能性があり、警戒が必要となる。コロナ禍の中、今後も強い勢力の台風接近が想定されるが、避難場所へは人数制限により、入所できない方をどうするのかなど、早急に対応しなければならない課題が見えてきた。皆さんや御家族は、避難行動のシミュレーションはできているだろうか。

台風 10 号は想定より勢力が弱かったとは言え、接近時には最大瞬間風速 60m/s と、多くの被害が出てもおかしくない台風であった。しかし、被害が最小限に抑えられたのは、社会全体が対策および事前の避難等の準備をしっかりと行っていたことも大きな要因と考えられる。過去の災害から学び、未来に繋げていくことが、減災のあるべき姿であると言えるかもしれない。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に三好委員、土屋委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0 人

<議案>

奥村教育長 日程（3）議案は、本日は案件なし。

<報告事項>

奥村教育長 日程（4）報告事項である。

報告事項1 令和2年度沼津市山口源新人賞の中止について

<新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、賞の選考を行う一般社団法人日本版画協会「版画展」の開催が中止になったことから、沼津市山口源新人賞の決定を見送ることとしたことについて>

（文化振興課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わったが、本件に関する御質問、御意見はいかがか。

土屋委員 版画家を目指す者にとって、全国的に大きな目標となる賞である。今年度受賞者なしということだが、来年度開催された際は、新人賞を2名が受賞できるのか。

文化振興課長 令和3年度の新人賞受賞者数については今後検討となるが、基本的には1人である。日本版画協会との新年度に向けた詳細検討はこれからとなるが、今年度中止となった点も踏まえ、例外的に複数名の受賞も検討材料の1つとして挙げたいと考えている。

奥村教育長 新人賞は隔年で表彰式を行っている。昨年実施したため、今年は表彰についてはない。来年は表彰式も含めて実施予定である。

文化振興課長 表彰式については隔年で、東京で行っている。令和3年度に開催できる場合は、隔年で行っている授賞式が、東京で行われる形となる。

奥村教育長 そのほかにいかがか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 沼津市芹沢光治良記念館の令和2年度静岡県文化奨励賞受賞について

<静岡県文化奨励賞選考委員会において、「沼津市芹沢光治良記念館」が令和2年度の受賞者に決定したことについて>

（文化振興課長 資料に基づき説明）

奥村教育長 説明が終わったが、本件に関する御質問、御意見はいかがか。

県内で3件。その内の1件である。1団体、2個人の表彰になると伺っている。非常に名誉であり、沼津市民にとっても嬉しい限りである。昨年、皆さんと芹沢光治良記念館に視察で訪れたことを思い出した。

よろしいか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

協議事項及び報告事項3、5については、9月市議会定例会に上程する議案であること、報告事項4については公開前であるため当日は非公開としたが、9月市議会定例会が閉会したため公開する。

<協 議>

奥村教育長 日程（５）協議事項は４件である。

協議第 9 号 令和元年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について

< 9 月定例市議会に提案する、令和元年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について >

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、本件に関する御質問等はいかがか。

三好委員 歳入の件だが、収入率が86.1%、86.5%、153%、39%とだいぶばらつきがある。予算額と決算額との主な違いはどのようなことが考えられるか。

教育次長 歳入についても、予算については予め厳しめに作っている。その中で、使用料や手数料など確定したものではない。例年、これまでの何年間かの平均や、その年の見込みで、特段増えるものがあればその点を考慮して予定を組んでいる。結果として、収入が多かった、少なかったという形となり、その年の利用状況などによって変動がある。

国庫補助金については、ある程度内定をいただいた中で事業を執行しているため、ほぼ100%になってくる。今回、国庫補助金の収入率が83.3%ということで、もともとの見込みから20%程度落ちている。国庫補助金については、事業の完了をもって、報告をして補助金をいただいている。翌年度に繰り越した場合は、歳出とセットで繰り越すことになるためその年には計上されず、収入率が若干落ちているということである。

県支出金は2倍近く入ってきているが、事業の執行や、県の補助金の予算の内容によって、予算より多くいただけたというような結果が時にはある。歳入については、歳出の予算変更がない限り、補正での増額、減額という形はあまりとっていない。その年の状況によって、増えたり減ったりとなっている。

三好委員 県からだいぶ増えたが、市で特別に使うことがあって、もらえるようになったのか。

子育て支援課長 県支出金の中に幼稚園費の部分があるが、昨年10月から幼児教育の無償化が始まった。9月まで県の負担はなかったが、10月から新たに県の負担が発生したものである。本市においても6月議会の補正で、年度途中での予算変更があった。年度途中の制度改正が反映され、当初なかった県の負担が増えたものである。

奥村教育長 幼児教育無償化の制度変更が年度中途にあったということ。

三好委員 歳出だが、中学校費の執行率が60.3%となっており、ここだけが低くなっている理由はあるか。

学校管理課長 昨年度の2月補正においてエアコンの実施を入れ、2月に議決した。それを令和2年度に繰り越しをした。それが表の翌年度繰越額に含まれている。繰り越したということで、執行率の低さに表れている。今年度執行している。

三好委員 元年度に使わず、今年度で使うということか。

学校管理課長 そのとおりである。予算額はそのままだけあり、今年度執行しているところである。

奥村教育長 中学校費については、普通教室にエアコン設置ということである。

そのほかにいかがか。

御意見も尽きたようであるのでお諮りする。協議第9号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することによいか。

各委員

異議なし

奥村教育長

異議なしと認める。協議第9号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第10号 令和2年度沼津市一般会計補正予算（第11回）について

<学校給食調理場への空調設備の整備、図書館の資料や事業の電子化、併せて学校臨時休業により影響を受けた食材納入業者への支援を行うための補正予算について>

（教育次長 資料に基づき説明）

奥村教育長

第11回ということで大きく3つである。小中学校の学校給食調理場におけるエアコン。図書館の電子書籍。臨時休業に伴った、給食の食材納入業者への支援を行う補助ということであった。本件に関する御質問等はいかがか。

重光委員

給食調理場の空調施設についてだが、小学校が10校、中学校が2校となっている。予算が10:1となっているが、10校と2校であれば5:1になると思う。小学校の方が随分と高いのはなぜか。

もう1つは学校保健体育費についてである。小中学校が、給食の納入業者に対して支援をするというのは、どのような根拠で行うのか。小中学校が主体として支援するものでよいか。

学校管理課長

給食調理場の予算に関して説明する。調理場の規模、広さによって整備に掛かる費用が変わってくる。そのようにして積算した結果、この数字になっている。

奥村教育長

単独調理場と共同調理場の2種類があり、小学校に共同調理場が多いということか。

学校管理課長

今回は全て単独調理場の整備である。学校の生徒児童数によって給食調理場の広さが違い、エアコンの設置数や配管によって積算したものである。

奥村教育長

1～6学年までか1～3学年までを踏まえてということ。

三好委員

そもそも、今までは空調設備がなかったということか。

学校管理課長

本市では給食調理場を、共同調理場、単独調理場合わせて26校に設置している。その内14校が単独調理場であり、エアコンがついていない。共同調理場にはエアコンが付いている。今年度末に学校が統合される内浦小学校と西浦小学校を除いた12校の、エアコンがついていない単独調理場について、今年度中に整備をするということである。

三好委員

それでは、今年は特に暑かったのではないか。

奥村教育長

これまで大きな事故がなくて良かった。

学校教育課長

現在、本市の給食会計については、学校で会計を扱う「私会計」で進めている。そのため、市が業者と直接契約を結んでおらず、市は学校に補助をするという形をとる。市から直接業者に補助金を交付するのではなく、業者と直接契約関係にある学校が、業者の支援を行う際、市が学校に対して補助金を交付するこ

とで、保護者の負担軽減を図る目的である。

奥村教育長

そのほかにいかがか。

川口委員

図書館について伺いたい。電子書籍サービスは、これから立ち上げるのか。資料には沼津ゆかりの貴重資料のデジタルデータ化ともある。また、講演会等のリモート配信とあるが、設備を整えるということか。

図書館事務長

この事業の内容は3本である。電子書籍サービスについては、現在導入されていないため、新規の導入である。2つ目が郷土資料等の貴重資料のデジタルデータ化。3つ目が講演会等のリモート配信の撮影の委託を主としたものである。

奥村教育長

現在電子書籍はゼロであり、これから導入していくということである。

川口委員

かなりやることが多いと感じた。講演会のリモート配信を業者に委託すると結構抑えられると思ったが、2,480万円の予算に収まるのか。

図書館事務長

内訳を説明する。電子図書の購入が1,870万円。郷土資料のデジタル化が400万円。リモート配信用の撮影委託が82万5千円。大きなものは以上の3つである。その他初期導入費やウェブカメラ等の備品となる。

奥村教育長

内訳を説明したがいかがか。

そのほかにいかがか。

御意見も尽きたようであるのでお諮りする。協議第10号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することによいか。

各委員

異議なし

奥村教育長

異議なしと認める。協議第10号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第11号 財産の取得（児童生徒用端末ほか）について

＜児童生徒「1人1台」端末及び教職員が授業に用いる端末の整備について＞

協議第12号 財産の取得（大型提示装置）について

＜1人1台端末等を活用しながら、「協働学習」等を効果的に実施できるよう、またクラスを分散して授業を実施する等により「三密」を回避したうえで学習の機会を確保するため、大型提示装置を整備する。また、大型提示装置と接続するワイヤレス映像出力アダプタを整備することについて＞

（学校教育課長 資料に基づき説明）

奥村教育長

説明が終わった。どちらも以前から出ているGIGAスクール構想に関する案件である。御質問等いかがか。

三好委員

充電保管庫とワイヤレス映像出力アダプタは両方453台となっているが、セットで使う物か。

学校教育課長

子供たちが学習する普通教室の数であり、どちらも整備する必要があるということで、同じ台数となっている。

奥村教育長

大型提示装置は302台となっている理由はいかがか。

学校教育課長

大型提示装置については、今回整備するのは小学校の普通教室である。中学校については、昨年度整備が済んでおり、小学校の台数ということで少なくなっている。

奥村教育長 小学校1年～6年生までか。

学校教育課長 そうである。

重光委員 本日配布された「沼津の教育」では、小学校の学級数は325、中学校の学級数は166となっている。西浦小学校と内浦小学校が統合することを考えても端末数、充電保管庫の数、大型提示装置の数が若干合わない。なぜ差が出ているのか。

学校教育課長補佐 教室の数は、特別支援学級を除いたものである。特別支援学級の児童生徒に対して、端末は整備するが大型提示装置を一緒に使うという環境については想定していない。

奥村教育長 単純に計算すると491となるが、特別支援学級は含まないということ。端末機のコンバーチブル型というのは、どのような物か。

学校教育課長 画面とキーボードがついたノートパソコンと、タブレットがイメージされると思うが、その中間的な物である。

重光委員 ノートパソコンとしてもタブレットとしても使えるということか。

学校教育課長 そうである。

重光委員 車のオープンカーでも閉じられるものがある。コンバートできるということである。

奥村教育長 そのほかにいかがか。

川口委員 子供たちが使い始めるのはいつ頃になるのか。

学校教育課長 品物の納品については全国的な動きであるため、年明けから年度内になると考えている。その中で、活用ができることから試していきたいと考えている。全てが揃うのは、年度内と考えている。

奥村教育長 小学6年生、特に中学3年生が少しでも使えると良いと考えている。

土屋委員 故障した時の保証は、これ以外に費用が掛かるのか。それとも保証も含まれているのか。

学校教育課長 子供が使うものであるため、落としたりぶつけたりした時の衝撃に耐えうる物を選定した。多くを想定はしていないが、壊れてしまった時には修繕を考えている。

土屋委員 メンテナンスの1年保証等が通常あると思うが、その点はいかがか。

学校教育課長補佐 現在使用している端末においても、基本的には1年保証であり、2年目以降は修繕という形で行っている。今回の端末については、アメリカの軍事規格であるミリタリースペックであり、一定の高さから落としてもガラスが割れない機能を持っている。今回端末の購入という形のため、1年保証である。2年目以降は児童生徒数の減少に伴い、台数には若干余裕があるため、その点を活用しながら修繕で対応していく。

奥村教育長 リースではなく買取りということ。

そのほかにいかがか。

川口委員 自分の子供が借りて壊してしまった時は、親が修理費を出すのか。

学校教育課長 通常は学校の授業で使うことを考えている。どうしても家庭で使わなければならない状況や、貸出を考えなければならない非常時においては、改めて貸し出しのルールを検討しなければいけない。まだ決定していないが、保険に加入してもらおうなどのルールを決めていかなければいけないと考えている。

- 奥村教育長 校内で使う場合と、学校から持ち出して校外で使う場合とでは、対応が違うということか。
学校から持ち出した時にトラブルがあった場合は、これから保険等の検討をするということ。まだ明確に示されていないが、基本的には非常に故障がしにくいものを選定したということ。
- 土屋委員 このような製品は日進月歩だが、何年くらい使用する予定か。
- 学校教育課長 5年を目途に更新していく必要があると考えている。その折に、機種等を検討することになると考えている。
- 奥村教育長 以前にも、6年間使った物を新入生がまた使うのかという質問があったと思う。そのことも含め、現在5年を目途に考えているということ。
御意見も尽きたようであるのでお諮りする。まず、協議第11号について原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することによいか。
- 各委員 異議なし
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第11号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。
続いて協議第12号についてお諮りする。協議第12号について原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することによいか。
- 各委員 異議なし
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第12号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

<報告事項>

- 奥村教育長 日程（6）報告事項である。
- 報告事項3 「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」の一部改正（案）のパブリックコメントについて
 <庁内検討委員会及び学校配置の適正化検討委員会を経て、一部改正（案）を作成したことに係るパブリックコメントの実施について>
 （教育企画課長 資料に基づき説明）
- 奥村教育長 新旧対照表を見ると、2つから3つに増えたことと、表現を単純明快にしたということ。パブリックコメントについてということになる。10月7日からひと月、11月6日までである。
- 三好委員 パブリックコメントを求める資料が、配布された冊子ということか。
- 教育企画課長 A4判1枚の資料と、全体像がわからないと、理解しにくいところもあるため、改正案と書いてある冊子である。12ページに赤い文字で変更箇所が分かるようにしてあるが、この2つがパブリックコメントの資料である。
- 三好委員 基本方針全体について、コメントを求めるのか。
- 教育企画課長 新旧で示した、改正する部分について意見をいただくものである。
- 奥村教育長 なぜ改正したのかという理由も載せてある。
- 重光委員 冊子に誤植が残っている。小学校同士の「士」が残っており、「小学校士の統合」になっているので直していただきたい。

方策は、どれかをやるわけではなく、どれか1つの場合もあれば、全部合わせて行う場合もあるという趣旨か。方策の1つ又は、複数を組み合わせてやることで対応すると書かなくても良いかと感じた。今回の長井崎は、小学校を統合し、さらに小中一貫校化という合わせ技で行っている。場合によって、方策を組み合わせてやることもあると書いたほうが、実際のケースにおいて分かりやすいと思う。

あと、四角の中のインデントが1マス足りない。

奥村教育長 方策についての組み合わせ等の標記については、検討ということによろしいか。

重光委員 必要かどうかを検討していただければ良い。

奥村教育長 標記については、検討をお願いします。

三好委員 パブリックコメントの数は、だいたいどのくらいくるのか。また、今まで意見をくれる人はだいたい同じ人なのか。

教育企画課長 個別に詳細を確認してはいないが、直近の例で説明すると、教育大綱のパブリックコメントを行った。9月7日消印有効であったが、本日までにおいて1件もない。他の事例は個別に確認していないが、比較的少ないようである。個別に特定の方がということに関しては掌握していない。

三好委員 市民への周知のことだが、ホームページだけではなく広報ぬまづにもパブリックコメントを求めていることを載せているのか。

教育企画課長 ネット環境がないということもあるため、周知に関しては広報ぬまづを活用している。また、教育企画課、図書館、生活安心課、各市民窓口事務所に設置して見ていただくことを考えている。

三好委員 現実、子供の少子化となり、学校の統廃合の問題は現場で差し迫っていることを、市民は意外と知らない。このようなことを進めていく時に、一人でも多くの市民に知ってもらうことで、進めやすくなるのではないか。できる限りだが、何かの形で周知してもらいたい。

奥村教育長 周知の工夫をお願いします。

そのほかにいかがか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項4 新屋内温水プール基本構想策定事業について

＜新中間処理施設整備に伴い、整備を予定している新屋内温水プール基本構想策定事業の進捗状況について＞

(スポーツ振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 当初令和元年度に基本構想を策定する予定であったが令和2年度に延長したということが1つ。新中間処理施設整備事業の計画に合わせてということになるため、令和2年度末をもって現在の屋内温水プールを閉鎖し、令和3年度に解体を進めていくということ。

本件に関する御質問、御意見はいかがか。

三好委員 ごみ処理場は、以前清水町との関係でもめていなかったか。問題なく、事業は

- 進んでいくのか。ごみ処理場を作る。その余熱で温水プールにするという事業なので、温水プールは当然リンクしてくる。いかがか。
- スポーツ振興課長 2月議会において、新中間処理施設整備事業における一定の進展が見られたということから、本年度事業を進めていくと聞いているため、前進されたと考えている。
- 三好委員 場合によっては、温水プールの計画も引きずられる。うまくいかず頓挫してしまうと、来年プールを壊しても、その間作れない状態が続くことも考えられるということか。
- スポーツ振興課長 温水プールの整備については、新中間処理施設整備事業のスケジュールに沿って行われるため、そちらのスケジュールに準拠する形である。
- 奥村教育長 そのほかにいかがか。
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項5 「沼津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について
 <市長等が市に対する損害賠償責任を負う場合に、善意でかつ重大な過失がない場合は、一定額を超える部分を免償するという条例について>
 (教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わったが、本件に関する御質問、御意見はいかがか。
- 重光委員 2条の最後だが「免れされる」ではなく、「免れさせる」ではないか。地方自治法に「免れさせる旨を定めることができる」となっている。
- 教育企画課長 大変失礼した。資料のミスであり、委員の指摘のとおりである。
- 奥村教育長 地方自治法第二百四十三条の二の末文に書かれたものと、標記が同一のものになる。「免れさせる」という表現に訂正する。
そのほかにいかがか。
- 三好委員 行政機関の執行が市民に損害を与え、住民訴訟が起きたケースか。具体的にはどのようなケースが考えられるか。
- 奥村教育長 想定されるケースがあれば、お願いしたい。
- 重光委員 今までのケースであれば、入札しなければいけない時に随契でやってしまったり、本来、市の業務に関係ないにもかかわらず市費を使ってしまったりということである。昔、どこかの団体において、市費を使って野球の応援に行ってしまったということがあった。市のお金を無駄なことに使ってしまったことについて、市に損害賠償するパターンが多い。
- 三好委員 教育委員も入っているが、どのようなケースが考えられるのかと思った。
- 重光委員 視察もせず、飲食ばかりすると、それに当たるのではないか。
- 奥村教育長 公布はいつになるか。
- 教育企画課長 議会に上程し、議会で議決を受け、公布をする手続きがある。総務課が公布した日からとなる。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程（7）その他である。

沼津市教育基本構想案については公開前であるため、当日は非公開としたが、パブリックコメントにおいて公表済みになったため、公開する。

沼津市教育基本構想案について

（教育企画課長 教育基本構想案、及び策定懇話会の内容について御意見を伺いたい旨を、口頭にて説明）

奥村教育長 武井会長が話した中で一番印象的だったのは、沼津市の教育基本構想を策定するにあたり、「沼津市」を目隠しして読んだ時に、沼津市のものだということが伝わってくるような基本構想ができるという話である。様々なところで策定している物の内容に似通ってくるのは当然だが、「ここは」「沼津は」という部分はいかがかという話であった。

三好委員 確かに今回、座長がそのように話していた。しかし、教育は一緒だと思う。沼津市だけが、特別違うことをするわけではない。根本的な、子供たちに向き合う姿勢などが書かれてさえいれば、「特別沼津はこれだ」というものが極端に出てくる必要はないと思う。風光明媚であるというような、沼津市の特徴は出したとしても、教育の在り方に関しては、奇をてらったようなことはいらぬのではないかと思った。

土屋委員 策定懇話会に、初めてオブザーバーとして参加したが、委員の欠席が多いと感じた。当日分かった欠席であり、事務方としてどのように捉えるか。

教育企画課長 武井座長以外の委員の方は、専門部会に出席し、発言していただいている。今回3部会が集まり、それぞれから出た様々な意見をトータルで聞きながら御意見を伺った。当日、急遽出席できなかつたのは残念に思うが、この後3回目、4回目の会議があり、個別に連絡があれば対応し、庁内策定委員会において反映できればと思っている。

奥村教育長 第5次総合計画から沼津市教育大綱。そこからこの教育基本構想と、脈々と目的、目指すところがリンクしている。「誇り高い沼津を創造する、貴き志を持つ人づくり」に向けて、何かキーワード的なものがあると良いということを、武井座長が話していたと捉えていたが、三好委員からはしっかりと姿勢が書かれていけばという意見をいただいた。

川口委員 基本構想だけではないが、見る気になる、読む気になるということが大事だと思う。例えば「広報ぬまづ」は最近、わりとみんなが見ている。ずっと見ている人はいるが、コロナ禍だからなのか、事業に関心が向いているからかもしれないが、見る人が増えている。20年位前と比べると、かっこよくなっている。デザイン的に見たくなる感じである。基本構想も見たくなるようなものにして欲しい。

この冊子を全て読む人は少ない。この構想に基づいて教育行政が執行されているということが分かると良い。また、市長がどのような気持ちやビジョンを持っているかが、しっかりと伝われば良い。文がただ書いてあるだけでは、読んでもらえない。柱が見やすくなると良い。これは、配布されるのか。

教育企画課長 市民全般に配るという形態は考えていない。ホームページや、冊子は必要に応じて求める人が見ることのできる形をとる。現在もそのような形で行っている。専門部会でも、活字だけでは疲れる、目次の見せ方等の指摘を受けている。その点も踏まえ、川口委員の指摘のとおり見てもらえる、分かってもらえるというような、見ていただく側の視点を十分に持って作り上げていく。

奥村教育長 コロナ禍で家に居る時間が長くなり、こういうものに目を通す時間も必然的にできた。何か見たくなる、読みたくなるという思いが出る、魅力あるものにしてもらいたい。確かに表紙1つにしても、広報ぬまづは目に留まる工夫がされている。

重光委員 私がイメージする教育は学校教育であるが、幼児教育もあれば社会教育もある。教育という言葉一つとっても、幅広い内容であり、幅広い人が対象となるので、落としてはいけないことがあり盛りだくさんになってしまう。盛りだくさんになると、全てをやるのかという反応を示す方もいる。いろいろやると、一番力を入れたこともわからなくなる。落としてはいけないものと、やりたいものとの濃淡が必要。大事なところだけを出してしまったほうが、分かりは良いと思うが、逆に教育は幅広い対象があるので、それを落としてしまうと、どうでも良いのかという人もいると思うので、基本と良いながらも、幅広くなってしまふのはやむを得ないとも思う。そうでありながら、インパクトやわかりやすさは、テーマや内容を限定し、スポットライトを浴びている部分があるほうがわかりやすい。教育としてやるべきことは網羅しているが、スポットライトを浴びているところは沼津らしさが出るとよいのではないか。いずれにしても、現場から見るとこれだけのものが出されると、夏休みの宿題が3倍増しのような感じで、プレッシャーばかりを感じる。何がやりたいかということに関しては、人間力と地域と出ているが、分かりやすさや訴求力は、網羅的に出すだけでは伝わりにくく、非常に難しいという印象を受けた。

奥村教育長 必要に応じて見るところもあるが、一目で伝わってくる部分も必要。前回の一つの反省として、沼津市教育基本構想が沼津市学校教育基本構想のような感じの作りになっているという声も多かった。最終的には人づくりなので、今出たような意見を踏まえながら、ベースの部分とそこから発展していく部分とを分けて考えていく。全ての意見を網羅していくのは大変だが、焦点化していくということ。

三好委員 先日の懇話会でも話が出ているが、文書だけではなく写真やイメージ図を差し入れていくということか。表紙にしてもそうだが、そのようなことでイメージが変わる。そこがすごく大事だと思う。

土屋委員 前回我々が関わって作った基本構想に比べると文章が非常に多くて、内容が薄まってしまふような、言いたいことが薄まってしまふような気がした。策定委員会のメンバー表を見て納得したが、教育長が話したように、今までは学校教

- 育が主体だったのではないかという批判を受け、家庭教育、幼児教育、社会教育それぞれの専門部会を作られたということだと思ふ。それぞれの専門の方が、素晴らしい意見を述べ、それを生かすためにこれだけ膨大になってしまったのではないか。それぞれの部会がもう少し少量で、しっかりと言いたいことを言っていたら、わかりやすいまとめかたになるとよかつた。これから、減らしていくという事はできないか。まとめて分かりやすくすることはできないか。
- 教育企画課長 教育委員の意見を踏まえ、多くの人に読んでもらえるように文量のバランスについては今一度持ち帰らせていただく。また、視覚的な物については写真もそうだが、注釈という指摘も受けており、視覚的に見やすいものにしていく。この後、3、4回目の協議が行われるため、今回の意見を踏まえて修正をしながら、教育委員の皆様にも状況を報告していく。また、この件もパブリックコメントを求める。教育委員会の議決事項となるため逐次、報告をしていく。今日に限らず、お気づきの点を御指摘いただきたい。
- 奥村教育長 各専門部会のエキスが伝わってくるとよい。もう少し時間があるため、できるだけ反映したいと思う。
教育基本構想案については、以上とする。
そのほかいかがか。
- 学校教育課長 「沼津市立小中学校指定校変更許可要綱」及び「沼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」の一部改正について報告する。隣接校選択制度について、8月20日に開催した第6回定例会において、土屋委員より、現在隣接校に通う小学6年生から、距離要件により同一校区の中学校に進学できない事例について質問いただいた。方向性が決定次第、改めて報告する旨を説明したところである。この度、指定校以外の小学校に通学する児童は、小中一貫教育の観点から、同小学校と同一通学区域の中学校への就学を希望する場合、その中学校を選択できるよう、「沼津市立小中学校指定校変更許可要綱」及び「沼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」の一部を、教育長決裁によって改正した。対象者は、令和3年度に中学校へ就学する小学校児童から適用となる。今後、令和3年度の隣接校選択制度第1回申請時に、相談等をいただいた児童の保護者に対して、学校教育課から直接、制度を改正した旨を連絡し、手続きをしていただく。併せて、ホームページの記載内容を改正し周知を図る。なお、8月28日に開催した沼津市立小中学校通学区域審議会において、委員に対して方針説明を行った。
- 奥村教育長 質問等はよろしいか。
そのほかいかがか。
- 戸田の視察について
(教育企画課長 資料に基づき説明)
奥村教育長 日程、内容についても併せて、担当に連絡頂きたい。
そのほかいかがか。
- 沼津市の旧石器時代の遺構の展示、並びに発掘状況の写真パネルの展示について
(文化振興課長 口頭による案内)

奥村教育長　ほかにいかがか。
ないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後 5 時 03 分　閉会